

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和7年12月17日（水）14時00分から15時20分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎5階 農業委員室
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委 員 鬼澤真寿，大場政義，小田倉康家，安達忠治，大内宏之，
中庭由美子，寺門祐一，三浦友美
 - （2）執行機関 小川佐栄子，砂川和敏，小野克也，宮地洋平，大野愛，澤内友美
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - 報告事項
 - （1）令和8年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について（公開）
 - （2）令和7年度の実施状況について（公開）
 - 協議事項
令和8年度水戸市国民健康保険税について
 - （1）令和8年度の必要保険税額について（公開）
 - （2）令和8年度の保険税率について（案）（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
令和7年第4回水戸市国民健康保険運営協議会

9 発言の内容

執行機関 定刻でございますので、ただいまから令和7年第4回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

____委員, ____委員, ____委員, ____委員, ____委員, ____委員から, 所用により, 欠席との連絡をいただいておりますので, 御報告を申し上げます。

それでは, 次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに, 会長より御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 (挨拶)

執行機関 ありがとうございます。

それでは, これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定によりまして, 会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは, 会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは規則によりまして, 会長が議事を進めるということになっておりますので, 御協力よろしくお願いいたします。本日の出席委員は, 8名でございまして, 過半数に達しておりますので, 会議は成立していることを報告させていただきます。

次に, 会議録署名人の指名について, 私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 異議なしとの声がございましたので, それでは, 指名をさせていただきます。

____委員さんと____委員さんをお願いをしたいと思いますので, よろしく申し上げます。

それでは, 早速議事に入らせていただきたいと思います。

報告事項1 令和8年度国保事業費納付金(仮算定)の概要について, 事務局から御説明を願います。

執行機関 (1 令和8年度国保事業費納付金(仮算定)の概要について説明)

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいたので, これについて, 御意見等がございましたらお願いします。

____委員 着座にて失礼します。1ページです。県全体の国保事業費納付金について, 増減マイナス11億ですね。昨年, 私, こちらに出席させていただいて, ちょうど1年前は, マイナス40億だったんです。今年は11億の減少。この要因はどう考えていらっしゃるのか。この減額要因について, 4行で書かれてました。もう少し, ちょっと詳しく説明を膨らませていただきたいと思います。

執行機関 御質問にお答えさせていただきます。まず, 昨年度ですが, 令和6年度と7年度を比

較して、40億円の減額という資料となっております。状況としましては、近いものがございます、やはり被保険者数の方が減少しておりますので、保険給付費は下がっていく見込みとなっております。令和8年度につきましては、主な公費等に記載がございますが、保険給付費のところは、今年は30億円の減、昨年度も減っております、30億円のマイナスとなりますので、昨年度の40億円減に近い数字となっております。今年度につきましては、子ども・子育て支援納付金というものが新規でございますので、20億円の増加要因となっております。その分、マイナス30億円からプラスになりますので、マイナス11億円となっております。その他につきましては、前期高齢者交付金から介護納付金までのところで、国が県に示します係数によって算定しているところがありますので、そこで差が出ているという状況となっております。

____委員 もう1点質問です。2ページ。(3)の②です。納付金負担軽減(基金積戻分)について質問です。「令和8年度においては、」から下線が引いてありますが、基金を取り崩したので、それは3年で積戻するというのはわかりました。これは、昨年度の決算剰余金が約39億円で、今年度が約88億円だった、その影響なんでしょうか。もうちょっと詳しく説明をお願いします。

執行機関 先ほど委員の方からも増えたというお話がありましたが、県の決算状況が改善しまして、剰余金が88億円まで増えたという状況でございます。その増えた剰余金につきましては、県の方もため込むのではなく、活用をしていくという方針が示されました。その活用方法については、基金積戻分と年度間調整のところになりますが、県の方で考えたものとなっております。基金積戻分についてお話ししますと、8年度分として、11億円の減額となりますが、こちらについては、6年度、7年度は納付金の方に加算されていたという状況でございます、8年度の納付金には加算されず、減額となっておりますので、納付金の負担が軽減されております。

____委員 そうすると、また来年度、決算剰余金も増えていく見込みもあるんじゃないかなと思ったんですが。まだね、仮定の話だということで、仮算定の額っていうのは、大分違ってくるんじゃないかなっていう感想を持ちました。あともう1点なんですが、3ページ水戸市の国保事業費納付金なんですが、仮算定で64億ですね。ここに新しく子ども支援納付金分が入ってきましたが、この説明は、詳しくは何ページぐらいでしょうか。5ページ以降で説明されるのでしょうか。

執行機関 詳しい内容につきましては、5ページ以降の協議の部分で説明させていただきます。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それではないようですので、御報告を受けさせていただきます。続きまして、報告事項2 令和7年度の実施状況について、事務局から御説明をお願いします。

執行機関 (2 令和7年度の実施状況について説明)

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいたので、これについて、御意見等がございましたらお願いします。

___委員 ②の保険給付費の状況で、1人当たりの年間医療費が高い傾向にあるというのは、どういうことでしょうか。

執行機関 本来でしたら、被保険者数が減ってきていますので、その同じ割合で保険給付費の方も減っていくところですが、表に4年度から1人当たりの年間医療費を書かせていただいています。年々1人当たりの医療費が高くなっていておりまして、そういった現状がございますので、会計上、厳しい状況にあります。

あわせて、全国の国保においても、1人当たりの医療費が高い状況にあります。

___委員 ちょっと知りたいんですが、他市町村の平均年間医療費というのはどうなんですか。

執行機関 まず、茨城県としましては、全国の国保の中で、低い状況にあります。その中で水戸市におきましては、県内44市町村の中で、30番台後半といった低い状況にあります。

___委員 保健事業の効果が出ているということもありますね。

___委員 この1人当たりの年間医療費が高い傾向にあるっていうのは、高くなる要因はなんですか。

執行機関 要因の1つとしまして、国保制度の構造上、年齢構成がどうしても高い状況にありまして、65歳以上の方が4割以上と多い構成になっております。それに伴いまして、医療ニーズが、高いという状況もございますので、そういったところも1人あたりの年間医療費が高い要因となっております。

会 長 ほかに、委員さんからございますでしょうか。

___委員 2025年問題ですが、2025年には、すべて75歳以上の後期高齢の方に移行するので、この影響はどう考えてるのかなと思ったんですが、歳入歳出、水戸市のね、またちょっと違ってくると思うんですが、これをどのようにアセスメントしていますか。ここに被保険者数が減少とありますが。

執行機関 委員からもありましたが、75歳になりますと後期高齢者医療制度へ移行となりまして、いわゆる団塊の世代は、すべて75歳以上になられた状況であります。現在でも70歳以上から74歳の方が、各年齢2,000人程度いらっしゃる状況にありますので、人数は少し圧縮していきますが、引き続き、後期高齢者医療制度に移行されていきますので、国保の被保険者数は、減少傾向にあるという状況でございます。そのため、会計の規模としましては、小さくなっていく見込みと考えております。

___委員 確かに、第一次ベビーブームのボリュームゾーンが減ってきましたからね。

会 長 ほかに御質問等はありませんでしょうか。ないようですので、報告事項について終

われます。続きまして、協議事項に移ります。「協議事項1 令和7年度水戸市国民健康保険税について」、事務局から説明願います。

執行機関 それでは、「協議事項1 令和8年度水戸市国民健康保険税について」説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。「1 令和8年度水戸市国民健康保険税について」です。令和8年度以降の保険税率について、改めて検討する必要がありましたので、令和7年8月21日の運営協議会において「令和8年度水戸市国民健康保険税について」諮問させていただいたところであります。「(1) 令和8年度の必要保険税額について」です。令和8年度の納付金仮算定結果などを基に算定した収支見込により、令和8年度の事業運営に必要な保険税額を算出しております。まず、項目を上から見ていきますと、歳出として、①国保事業費納付金(R8年度の仮算定額)となります。②がその他の事業費で、納付金の算定に算入されない経費となります。①と②を足したものが歳出の事業に要する経費Aとなりまして、約69億2,100万円となります。次に③から⑥までが歳入の部分となりまして、県交付金、保険基盤安定繰入、その他の一般会計繰入、その他収入となり、合計がBの現年分保険税以外の歳入合計12億5,400万円となります。さらに、AからBを差し引いたものが、Cの事業運営に必要な保険税額となり、約56億6,700万円。これに対し、現行税率により見込まれる現年分の保険税収入見込額がDとなり、約52億7,500万円。このDの保険税収入見込額からCの事業運営に必要な保険税額を差し引いたEが収入差額となりまして、Eの収入差額(D-C)をご覧くださいますと、令和8年度については、現年分の保険税収入見込額として、約4億円の保険税収入不足が見込まれる状況となっております。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。「(2) 水戸市の保険税率改定方針(案)」でございます。①繰越金を活用した保険税率の改定です。先ほど、資料の5ページにおきまして、令和8年度の国保事業費納付金等を基にした、必要保険税額と収支の見込についてお話をさせていただきましたが、その中で、令和8年度においては、約4億円の保険税の収入不足が見込まれる状況であります。前年度までは、国保会計の繰越金を活用することで、収入不足が解消され収支の均衡を図ってきたところでありましたが、令和8年度以降におきましては、現在の繰越金に限りがありますので、現行の保険税率による保険税の収入不足に対応していくことが厳しい状況にあると考えております。令和8年度以降の保険税率については、適正な国民健康保険事業の実施が可能となるよう、繰越金を活用しまして、被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率を改定し、適切な保険税率の設定を行ってまいります。なお、現行税率による繰越金の活用状況の見込みにつきましては、中段に記載しております。令和6年度末に11億円ありましたが、令和7年度末の見込としまして、9億円となっております。令和8年度においては、約4億円保険税が不足する見込でありますので、令和9年度末としましては、残りが1億円になってしまう見込であります。このままですと、令和10年度に大幅な保険税率の改定となり、被保険者の急激な負担増となりかねない状況にありますので、現在の繰越金を活用し、改定率を抑えることにより、被保険者の急激な負担増を避け、適切な保険税率を設定してまいります。②子ども・子育て支援金制度の創設に係る新たな保険税率の設定です。国の制度となりますが、「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」として、医療保険の保険料(税)とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されます。このことから、新たに保険税

率の設定を行います。茨城県から標準保険税率が示されますので、こちらを基に検証を行ってまいります。標準保険税率ですが、県が算定しておりますので、保険料水準の「見える化」を図るため、全市町村統一の算定基準に基づき保険税で集めるべき相当額を算定し、保険税率に換算したものとなります。

子ども・子育て支援金制度について、改めて御説明いたします。別紙の子ども・子育て支援金制度を御覧ください。こちらは、こども家庭庁の資料となります。資料上段ですが、こども未来戦略の「加速化プラン」における少子化対策の強化として、すべての方々が子育て世帯を支える新しい仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて納付いただく、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設となります。1. 子ども・子育て支援金法にありますように、令和8年度から毎年度、子ども・子育て支援納付金が必要となってきます。流れとしましては、国から県を通して、医療保険者であります、市に請求がありますので、被保険者の方に支援金を納めていただきまして、国の方に納付するものとなります。こちらの支援納付金の対象事業としましては、児童手当の拡充（所得制限撤廃、高校生年代まで延長等）や妊婦支援給付金（妊娠5万円・出産5万円）などの子ども・子育て支援の事業となっております。詳細はお手元のパンフレットの裏面に記載してありますので、後ほど御確認願います。続きまして2. 医療保険各法等ですが、こちらの支援納付金は、国民健康保険だけではなく、すべての医療保険において、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、毎年度徴収することとなります。そのため、現在の保険料とは別に、新たな税率の設定が必要となります。また、国民健康保険におきましては、低所得者の軽減や国の財政支援があります、さらに18歳以下の子どもは均等割額の全額が軽減措置となります。裏面に返していただきまして、子ども・子育て支援金に関する試算となっております。こちらは、医療保険者加入者一人当たり平均月額となっております。国が試算しております。国民健康保険は下から2番目となっております。令和8年度の見込としましては、月額250円となっております。令和9年度、令和10年度につきましては、段階的に上がっていき、令和9年度が月額300円（3,600円（+600円））、令和10年度が月額400円（4,800円（+1,200円））となっております。こちらは、国の制度設計時での試算となっております。一人当たりにならした、平均的な金額になります。実際の金額は、市が新たに税率を設定して、算定したものとなり、差異が生じますので、御留意願います。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。「2 令和8年度の保険税率について（案）」でございます。保険税率改定方針（案）に基づき、別紙【保険税率改定資料】のとおり、保険税率の改定について検討を行いました。検討に当たりましては、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率による保険税収入の不足を解消するために、国保事業費納付金や国保会計の決算状況等を勘案しまして、世帯の人数構成や所得階層に基づき試算を行いました。別紙【保険税率改定資料】をお願いいたします。まずは、保険税率改定についてですが、こちらは、現行の税率、県から示されました標準保険税率、改定率2%の改定案を比較しております。現行税率から見ていきますと必要な保険税額Aですが、約56億6千万円に対しまして、収入見込額Bが約52億7千万円となりますので、差引額Cが約3億9千万円と赤字となっております。前年度剰余繰越金Eが9億円の見込みとなりますので、繰越金の残りFが約5億円となっております。次が標準保険税率となりますが、収入見込額Bは57億4千万円となり、差引額Cが7千万円の黒字となります。単年度赤字は解

消されますが、1人当たりの保険税額は、現行税率で11万1,800円のところ9,500円増の12万1,400円となりますので、改定率が8%を超える状況にあります。被保険者の負担増が非常に大きいので、改定案は改定率を2%に抑えたものとなっております。収入見込額Bは54億円となり、差引額Cはマイナス2億6千万円となります。繰越金の残りFも6億3千万円となり、単年度赤字額が縮減する形となります。1人当たりの保険税額についても、標準保険税率の9,500円の増から2,200円増に変わり、11万4千円となります。こちらの計算に使用した税率は、下に書かせていただいております。医療分につきましては、現行税率から所得割が0.01増の7.85%、均等割が1,100円増の31,600円。後期分は所得割が0.06%増の3.50%、均等割が1,100円増の13,700円。介護分は、所得割が0.06%増の2.37%、均等割が1,100円増の16,300円となっております。標準保険税率につきましては、試算結果からもありますように高い税率となっております。

ページを返していただきまして、2ページ今後の収支見込となっております。令和8年度から令和10年度までの見込みを記載しております。各年度の収入見込額Bに対しまして、不足額Cが、8年度が2億6千万円、9年度が1億8千万円、10年度が1億円となっております。そのため繰越金の残りFも8年度が6億3千万円、9年度が4億4千万円、10年度が3億3千万円となっております。こちらについては、繰越金の活用状況としてまとめております。現行税率による試算との比較となりますが、繰越金の8年度が5億円から6億3千万円、9年度が1億円から4億4千万円、10年度が収支マイナスの見込から3億3千万円となっております。こちらは試算による見込となりますが、収支の改善が図られる見込みとなっております。

続きまして、3ページ、子ども・子育て支援金についてとなります。こちらは、国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計となっております。まず歳出A、国保事業費納付金の額1億6千万円から、歳入B、保険基盤安定繰入3千8百万円を引きますと事業運営に必要な保険税が、1億2千万円となります。こちらの保険税額を確保するため、県が試算しました標準保険税率は、所得割が0.24%、均等割が1,552円、18歳以上均等割が171円となります。18歳以上均等割は18歳未満の子どもの均等割が10割軽減となっておりますので、子どもにかからない分を18歳以上が負担するというものとなっております。こちらの数値は現在、県が精査中ですので、改めて次の運営協議会で協議させていただきたいと思っております。

続きまして、保険税率改定による影響について、モデルケースによる保険税額シミュレーションを説明いたします。A3の大きな紙をお願いいたします。こちらは、あくまでモデルケースとして算出しておりますので、当資料は取扱注意とさせていただきます。上段の表が医療分、後期分、介護分となっておりまして、中段が子ども分、下段は合算したものとなっております。表としましては、左から世帯収入、世帯所得、こちらは世帯収入から給与所得控除等をしたものとなっております。摘要、こちらは均等割の軽減状況や子どもの軽減について記載しております。次に、現行税率保険税額、改定後保険税率保険税額、こちらは年額となりまして、それぞれ現行の税率と改定後の税率により試算して、比較を行い、増減額、増減率を記載しております。6つモデルごとに試算しておりまして、ケース1から見ますと40歳代単身の方で、世帯収入が200万円、世帯所得が132万円、現行保険税率で17万9,100円が18万3,500円となり、増減額が4,400円の2.46%増となります。ケース2につきましては、40歳代の夫婦としまして、世帯所得が132万円、こちらは均等割の2割軽減が入りまして、

増減額が6,500円の3.04%増となります。ケース3につきましては、40歳代の夫婦と子ども1人としまして、世帯所得が202万円、均等割の2割軽減と子どもの均等割5割軽減が入りまして、増減額が8,300円の2.54%増となります。ケース4につきましては、40歳代の夫婦と子ども2人としまして、世帯所得が552万円、子どもの均等割5割軽減が入りまして、増減額が1万4,900円の1.88%増となります。ケース5につきましては、70歳代単身の方で、年金収入で、世帯所得がなく、均等割が7割軽減となり、増減額は700円の5.47%増となります。ケース6につきましては、70歳代の夫婦としまして、年金収入で、世帯所得が70万円、均等割の5割軽減で、増減額が2,400円の3.27%増となります。続きまして、中段の子ども・子育て支援金分となりますが、ケース1から3,800円、ケース2が4,800円、ケース3が6,500円、ケース4が14,600円、ケース5が500円、ケース6が2,300円となっております。ケース3と4につきましては、世帯に子どもがいますので、子どもの均等割は10割軽減となっております。こちらは仮算定時の標準保険税率を基に算出していますので、本算定により変動する場合があります。最後に、下段となりますが、上段の医療分、後期分、介護分と中段の子ども分を合算したものとなります。ケース1から増減額8,200円の4.58%増、ケース2が増減額11,300円の5.28%増、ケース3が増減額14,800円の4.53%増、ケース4が増減額29,500円の3.72%増、ケース5が増減額1,200円の9.38%増、ケース6が増減額4,700円の6.40%増となっております。保険税の算定に当たっては、世帯構成や所得の状況により変動いたしますので、こちらはモデルケースとして御理解いただきたいと思っております。

7ページに戻っていただきましたと思っております。先ほど説明させていただいた税率について、表にまとめております。こちらの令和8年度の保険税率改定により、単年度赤字が縮減しまして、適正かつ安定的な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みであります。その上、繰越金を活用することにより改定率を抑えて、被保険者の急激な負担増に繋がらない保険税率の改定（案）となっております。

また、子ども・子育て支援金分につきましては、茨城県から示された標準保険税率を基に設定した保険税率（案）としております。こちらは県から新たに精査された標準保険税率が示される予定でありますので、再度、市において試算を行い、次回の国保運営協議会において、御協議いただきたいと思っております。なお、こちらにつきましては、令和9年度、令和10年度と段階的な引上げがありますので、来年度以降においても御協議いただくものとなっております。

それではお示しいたしました（案）につきまして、御協議いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

協議事項についての説明は以上でございます。

会 長 推定の数値でやって行かざるを得ない状況ですが、最終的には、とにかく赤字を出さないことと、やっぱり急激な負担軽減を避けるということ、2つの目的が大きく、ここにあるのかなと思っておりますが、ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

____委員 勉強不足でわからないんですけど、このA4横の子ども・子育て支援金に関する試算の中で、組合がありますよね。協会けんぽ、健保組合、共済組合、それから私たちの国民健康保険、この上の3つは、どういう人が入っていますか。ちょっとほかの組合

がよくわからないもので。協会けんぽってのはどういう職業の人ですか。

___委員 私が答えます。中小企業で働くサラリーマンのことで、業種は様々です。

___委員 中小の人ですか。健保組合は。

___委員 いわゆる大企業と言われています。

___委員 共済組合は。

会 長 公務員関係が共済となります。

___委員 わかりました。この方たちはサラリーというか、給料をもらっているから、天引きで全部納めていますよね。我々、国保の人は、身銭じゃないけど、現金で払って、納めているのがよくわかるんですけど。これは仕方ないですけど、金額的には少ない方かなとは思っているんですけど、職業によって、組合が違って、納める金額も違ってくるから、これは妥当なんでしょう。多分。大企業と中小企業の従業員では、やっぱり給料も全然違うんだけど、ここは上手に調整してるのかなと思います。ちょっとわからなかったんで、質問でした。

会 長 やっぱり、いろんなことを知ることが、まず本当に大事なかなと思います。特に、ほかの協会けんぽさん、健保組合さん、共済組合さんは、基本的に給料天引になるので、実質的にどのぐらい取られているかというのは、職業についてる時はあまり意識してないんですよ。僕も途中から国保に切り換えたので、その途端、こんなにかかっているんだというのは、やっぱり意識しますから。そうすると、やはり負担額、パーセンテージが、いくら小さいとは言え、若干金額が上がれば、実際にお金で払っている人たちは、負担が増えたんだなっていう実感が確かにあるので、そういうところも含めて、事務局の方では、その税率を本当に苦慮して、この数字を出してくださっているというのが、すごくこの資料からわかります。

___委員 保険税率の改定案を拝見させていただいて、要するに、今後、上げていかないといかないと、そういうふうにはそちらは考えていらっしゃるんですよね。私は上げるのは反対なんですけど、その理由でいろいろありまして、確かに、この9億円で4億円足りないと。しかし、資料2ページで、県の国保会計が今年度88億円あるんです。そうすると仮算定の値が本算定に影響してくるんじゃないかと。今ね、水戸市の皆さんも、医療費を圧縮しようとして全庁的に頑張っているから、私たち国保に入っている人も、自分の健康に留意して、なるべく健康に人生を過ごしたい、というふうに思っています。これは9億、5億、1億、これすべて見込みの話なので、これが税率にどう影響してるのか、はっきりは言えないというところがありますよね。なぜここで、これだけ上げようと、改定案を出してきたのかというところをもう少し、今、物価高で、国保の人は、仕事を定年なさって、75歳までの間、約10年ぐらいあります。それ以外にも、平均すると所得が100万以下の人が6割もいらっしゃるから、上げていくという、その根拠をお願いします。

執行機関 事務局としましても、まずは、国保税率を据え置けるかどうかを考えさせていただいたところであります。7年度の決算見込みを試算させていただきまして、約9億円となりましたが、8年度の収入を見込ませていただいたところ、4億円足りないという状況でございました。そうしますと8年度末の繰越金の見込みが、5億円に残りがなくなってまいります。このような流れは、8年度以降も続く見込みでございまして、単年度赤字により、9年度は1億円と、その先は、もうマイナスになってしまうというような状況であります。どこかで、この単年度赤字を解消しなくてはいけないという状況にある会計となっております。そのような認識がございましたので、来年度、据え置かせていただいて、その先の9年度に上げるっていう考えもありましたが、そうしますと、どうしても足りない4億円の単年度赤字を改善しなくてはいけなくなりますので、改定率が非常に高くなってしまい、被保険者の方に急激な負担増を招きかねないというところがございます。そのため、令和8年度において、繰越金の9億円を活用させていただいて、改定率を抑えて、急激な負担増にならないような改定率を考えているところであります。

——委員 そういう考えをお聞きしましたが、単年度赤字ですけれども、9億円があると。そこをやはり活用して、税率をそのまま維持することができないのか。市民の負担を考えると、私はこの改定案には賛成できません。あくまで見込みの話ですから。国がお金を出さないのが非常に大問題で、市会計でやっているっていうのは、もう本当に、大変だなあといつも思うんですが、この国保の構造的な問題で、医療費、病院に行くのを抑えても困るし、かといって健康な生活をしていただかないと困るし。そしてなおかつ、ここの税率を上げざるを得ない状況まで持ってきたっていう、国の制度に大変な怒りを感じますが、やはり市民の負担を考えると、改定案には賛成できません。

会 長 御意見としては、もちろんそういう考え方もあると思いますし、ただ、このまま繰越金を億単位で減らしていったら、必ず近い将来、本当に3年後にはマイナスになってくるのは間違いないですから、シミュレーション的には。これから高齢者も増えていって、それに対する医療費がかさんでいくってのも間違いないですから、そうなった時に、赤字を解消するために、一気にどんと上がってしまうっていうこともまた、被保険者の方々の負担が大きくなってしまいうかなくていう、そういった予想も立てれると思います。いろんな考え方がありますので、ぜひ皆さんで意見を出していただいて、こういう形であれば、ということを見い出していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

——委員 保険料率の議論ですけれども、突き詰めれば国民皆保険制度を維持するかどうかというお話になってきます。お金がないわけですから、保険料率を上げなければ、医療費の支払いができない。今は、国保さんの話になってますが、健保組合などのほかの保険者さんは、毎年、毎年、保険料率が上がっています。その理由は、国保さんとか後期高齢者さんへの支援。支援金と言って、お金をお渡ししているんですけど、それが年々増えています。国保さんとしても適正な保険税率を設定していかないと、維持できないんじゃないかと。心苦しいんですけども、私は近い将来、国保さんにお世話になりますんで、上げたくはないんですけども、保険税率の引上げはやむを得ない

と考えます。

会 長 ありがとうございます。ほかの組合さんの方からも、国保の方には、確かに補助をいただいで、ここが回っているということも事実ですので、結局は、その方たちも負担してくださっているという。そういった一面もあるということ、しっかりと頭に留めておきたいと思います。

——委員 私は、前回から参加させていただいているので、年ごとのことがよくわからないのですが、今回、令和8年度の保険税率についての案ということなんですけども、この保険税率というのは、毎年、見直しになっていますか。この別紙2ページの改定後保険税率による試算において、現行税率によるものよりも、減り方は少ないんですけども、変更しても、年々目減りしていつまで、数年したら見直すのか、毎年、見直さすのか。

会 長 その見直しのサイクルについてはいかがですか。

執行機関 見直しにつきましては、毎年度、検討させていただきまして、こちらの協議会において、協議させていただきたいとは考えているところでございます。今回の8年度に改定した場合ですと、こちらの資料の方に記載させていただきましたが、繰越金の活用見込みが、保険税率を改定した試算としましては、収支が改善する見込みとなっております。8年度に改定しまして、そして9年度は改定した税率を据え置かせていただいて、10年度においても、決算状況等を踏まえまして、可能であれば税率を据え置かせていただきたいというように考えております。

会 長 毎年、この協議会に状況等を御説明させていただいて、お伺いを立てる。今回、仮に改定をしたとすれば、それは8年度はもちろん、毎年、この協議会の中で検討はするんですけども、税率としては、8年度、9年度は、同じ税率でいけるだろうという考え方ですね。これは10年度も同じでいけるだろうと、今の段階では、さすがにそこまでは言えませんが、状況によっては、何とかいけるんじゃないかということですね。余剰金だけで考えても、何もしなければマイナスを出してしまうので、これは本当に大変なことになってしまう。その辺りも考えていかなきゃいけないかなと思います。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

——委員 全然、参考にはならないんですけど、私、農業協同組合の方からちょっと来てまして、去年、今年と米が高く売れましたよね。皆さん知っていると思いますが、農家は収入が結構あると思います。去年から倍になっています。ちゃんと申告すれば、それなりの所得になり、農家からの保険料収入はちょっと上がるのかなって思います。つまらない参考意見だけど。今年分の申告を待って。若干、米農家は潤っているから、その辺、若干の増収になるのかなって思います。

会 長 少しでも、水戸市という単位を考えれば、その少しが積み重なれば、決して少しじゃないですから。ぜひ、そこにまた、たくさん納めてという語弊がありますが、収入に応じて、納めていただけると大変ありがたいです。ありがとうございます。ほかには

いかがでしょうか。

___委員 子ども・子育てについて、初めて、ここで子ども・子育てが来年度スタートするというところで、質問なんです。最初に、何で医療保険とセットで徴収するのか、国保と一緒になのか、国保だけじゃなく、協会けんぽやいろんな医療保険とセットで徴収になっているのか、その基本的なところ。それがお聞きしたいです。

会 長 この項目ですと多分、これは市役所として答えるというわけではないと思いますけど、基本的に国から県を通して、市役所に来てるとお思いますので、それを受けた立場として、どういう趣旨でというのは、おわかりになる範囲でお願いします。

執行機関 子ども・子育て支援金制度につきましては、すべての医療保険者の方で、同じような対応をされているかと思えます。社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かれ合い・連帯の仕組みでありまして、社会保険制度の中で、医療保険は、全世代が加入していきまして、カバー範囲が最も広く、すでに出産育児一時金でしたり、出産にかかる給付も行われておりますし、40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の方の介護保険料も徴収しているというところがございますので、子ども分につきましても、医療保険の徴収のルートを使うということをお国の方で決めたところがございます。

___委員 なるほど。徴収ね。すべての方が、国民皆保険制度なので、そこに入っているから、そこに上乗せすると、非常に税金として、取りやすいついていうのが、国の制度なのでね。よくわかったんですが、何分、増税という感じなので、もう1つ、質問なんです。今、仮算定で、水戸市の子ども・子育て支援金分が3ページ、1億6,500万円。7ページ、県が税率を示して、別紙3ページ、これは精査中ということで、もっと詳しいのはこれから出る、そういうイメージなんですか。

執行機関 別紙3ページの歳出Aで、国保事業費納付金が約1億6,000万円というところですけど、こちらについては県の方で算定しまして、市の方に数字を示したものです。標準保険税率については、この1億6,000万円の納付金の金額を算定するに当たりまして、県の方で、標準的な保険税率として、水戸市に示していただいたところでありまして。こちらの納付金につきましては、今、仮算定ということで、仮で出ているということもございますので、精査した本算定というものが、1月の中旬に示される予定でございますので、そちらも踏まえて検討、協議をしたく、精査中と記載しております。

___委員 水戸市は、県が示した額に合わせなくてはいけないのか。水戸市が独自に税率を決めることができるのか。決めることができるが、県に合わせるのか。3つのパターンがあると思いますが、どうですか。

執行機関 こちらの税率につきましては、市の方に決定権がございますので、自由に決めることができます。ただ、税率を決めるに当たりまして、こちらは新しい制度で、情報が少ないということもありますので、納付金を納めるために、税率を設定しなくてはならないというものでありますので、県の方から納付金を算定する上で算出された、標準的な税率が示されますので、それを参考に市の方で決めていければと考えております。

___委員　そういう状況ってことですね。1億6,000万円、これを少なくすることも可能。可能ではない。

執行機関　可能ではなく、市が県に納める額となります。本算定により、県の方が算定しますと、この数字が変わってきてしまう可能性がありますので、また、新たな標準保険税率も示されますので、再度、御協議させていただきたいと思います。

会　長　1億6,000万円だったら、1億6,000万円になるように税率を考えるということですね。それより低いのはダメで、納付金を納めるために、税率を考えなくてはならないと国が言ってますからね。納付金が1億6,000万円と言ったら、水戸市は1億5,000円しか払いませんということではできません。ほかから関係の無い余剰金を持ってこれれば可能かもしれないですけど、それはありえないので。とにかく、県の正式な数値が出たら、それに準じて、水戸市はその額を支払っていくというシステムになるということですね。ありがとうございます。

___委員　歳入、歳出のバランスを見ながら、税率を新しく、この子ども・子育てに関しては考えていく、そういうスタンスですね。なるほど。そうするとモデルケース。水戸市のシミュレーションに書かれていますが、これを見ると、ボリュームゾーンで65歳から75歳と考えると、この一番大きい世帯に対しての増減率なんですけど、9.38%となっているのが70歳代単身。夫婦でも6.40%。計算すると8%ぐらいの増税になるんじゃないかなと思ったんです。

執行機関　ケース5、ケース6の方ですと、増減率は大きく出ております。金額だけを見てしまいますと、大きい金額でないような数字でありますけど、元々の税額が少ない方ですので、最終的に（全体）になってきますと、9.38%とか、増減率が高く出てしまっております。こういった状況ということは、認識しております。

___委員　ここの資料によると、ケース4では、800万円で約2%上がる、600万円の上位5%程度と聞いているので、大分、ここのボリュームが少ない、かなり少ないですよ。そうすると、1億6,500万円。子ども・子育てで言ったら、そのパーセントはもっと上がってくるんじゃないかな。低い世帯でも、軽減は子ども軽減、7割減とか2割減の部分もありますが、納付金はどうしても納めなくちゃいけないんですよ。

執行機関　はい。納付金を納めるために、標準保険税率を使用して、試算をしています。その結果がこちらになっていまして、ここにお示しの方以外にも、様々な方がいらっしゃいますので、すべての税額とその他の財源と合わせて、納付金として納めるというようなフレームとなっております。

___委員　40歳代単身で、年収200万、このケース、大分少ないですよ。増減が5%。子ども・子育てがあつて、市民は、今、非常に社会保険料が高過ぎて、給料の40%が消えていくという話もありますが、新規の子ども・子育ては新たな増税と私は考えますが、市の見解はどのように考えますか。

執行機関 あくまで医療保険制度の中で徴収するという制度設計となっておりまして、国におきましては、子ども・子育て支援金は、社会保障分野の歳出改革と合わせまして、社会保障の負担軽減の範囲内で徴収することと示されている状況でございます。水戸市の国保におきましては、増額という状況でございますが、その他の社会保障関係において歳出の見直し、さらには賃上げを生じさせて負担感を減らしていく、ということ国においても説明している状況となります。

____委員 負担感を減らしていくという、答えがあったんですが、子ども・子育て支援金は基本、国のお金で、この負担をしなくちゃいけないんですが、これを可能な限り、必要なお金を市民から徴収すると。新たなお金が社会保障費削減と国民負担によって確保するっていう新たな仕組みですから、子育ての財源はやはり国が出すべきだということで、私は、この医療保険にセットしてというのは、賛成することができません。
あともう1つが、システム改修について、他市町村では、子ども・子育て支援金制度に対応するため、システムの改修費用が約2,000万円とか3,000万円かかっているという市町村もあったんですが、水戸市はどうでしょうか。

執行機関 水戸市につきましては、令和7年度予算に400万円を計上しているところでございまして、こちらは随時、執行していくところとなっております。

____委員 やっぱり私たちだけじゃなくて、市の財政の方にもちょっと圧迫感があるというのがわかりました。この社会保障、新たな社会保障改革、すべてみんなでね、子どもを育てていく、負担するというのは否定するわけではないんですが、国がお金を出さなくて、やはり、この制度には問題があるということは、私は言わせていただきたいと思えます。

会 長 はい。大丈夫です。言っていただいて結構です。ただ、ここでそれが、この先どうなるかということではなくて、今現在は、確かに、若干の税率は上がるし、負担感もあるけれども、ただ、これを今改定していかないと、この先々が非常に負担感がさらに大きくなってしまいう可能性があるという考えのもとに、やってくださっているのは確かなのであります。そのあたりをぜひ皆さんにも、御判断いただいて、考えていただければと思います。ほかには、大丈夫でしょうか。

会 長 様々な御意見いただいて、確かに、____委員さんがおっしゃるように、制度的な無理があるっていうのも、もちろんわかるんですが、ただ、そういった形でないと、子ども・子育ての方に費やすお金を集めることができないという事情も国としてあるんだろうな、というところもあります。そこはもっと頭使ってやってください、と一市民としては言いたくなります。

会 長 ほかに御質問等はないでしょうか。多くの質疑や御意見等をいただいたところですが、ほかに御意見等がないようですので、水戸市の保険税率改定方針(案)、令和8年度保険税率改定(案)の内、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の既存の課税区分に関して委員の皆様にお諮りしたいと思います。よろしいで

しょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、お諮りいたします。まず、水戸市の保険税率改定方針（案）に、御賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。

— 挙手多数 —

会 長 令和8年度の保険税率の内、既存の課税区分に関しては、事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手の方でお願いしたいと思います。

— 挙手多数 —

会 長 ありがとうございます。挙手多数ということで、御賛同いただきました。もちろん____委員さんの御意見も議事録に残りますので、尊重したいと思います。

会 長 来年度から課税区分として追加される「子ども・子育て支援納付金分」に関しては、県の示す標準保険税率をベースに試算を行います。確定値が来年1月半ばに示され、その数値を元に事務局が試算を行うので、次回の運営協議会において協議をお願いしたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

それでは、委員皆様のお陰様で、おおむね当協議会としての意見がまとまりましたので、市長に提出する答申書案につきましては、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえながら、作成を進めてまいりたいと思います。答申書の形態等につきましては、私と澤会長職務代理者に御一任をいただきたく考えておりますが、御承認をいただけますでしょうか。

— 異議なし —

会 長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきまして、次回の運営協議会において、皆様に答申書案を御確認をいただきたく思いますので、よろしくをお願いいたします。

執行機関 その他として、次回の運営協議会の開催についてお知らせいたします。次回の令和8年第1回運営協議会は、令和8年1月22日（木）14：00からの開催を予定しております。開催通知につきましては後日、改めて事務局よりお送りいたします。次回の開催日程については以上でございます。

会 長 それでは、本日本日予定しておりました議題は、すべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

執行機関 本日は、慎重な御審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、令和

7年第4回水戸市国民健康保険運営協議会を終了といたします。皆様、本日は大変ありがとうございました。